



今回の
知りたい!
Point

遺族年金の基本と注意点 会社員だった人が亡くなった場合の遺族年金



遺族年金は、国民年金や厚生年金保険の被保険者や、被保険者であった人などが亡くなったときに、その人に生計を維持されていた遺族に対して支給されます。遺族年金には、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」がありますが、どの制度から遺族年金が支給されるかは、亡くなった人が加入していた年金制度や遺族(配偶者、子、父母など)の範囲などで決まる仕組みです。なお、遺族基礎年金は、受け取れる遺族が「子のある配偶者」または「子」に限られますので、今回は、遺族厚生年金を中心に説明しましょう。

※本稿において子・孫とは、18歳到達年度末日まで、または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の状態の人をいいます。

遺族厚生年金が支給される条件と遺族の条件

遺族厚生年金は、次の①～④のいずれかを満たしている人が死亡したときに、遺族に支給されます。①厚生年金の被保険者の死亡、②厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で初診日から5年以内に死亡、③1級・2級の障害厚生(共済)年金の受給権者の死亡、④老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人の死亡です。①と②は、一定の保険料納付要件が必要です。④は、原則25年以上の加入期間が必要です。遺族の条件は、死亡した人に生計を維持されていた①子のある妻または子、子のある55歳以上の夫、②子のない妻、③孫、④子のない夫、父母、祖父母(いずれも55歳以上で、支給は60歳から)です。遺族厚生年金を受けられる遺族には、優先順位があります。

- 遺族厚生年金を受けられる遺族の優先順位
- 1位：子のある配偶者(夫は55歳以上)または子
- 2位：子のない妻または55歳以上の夫
- 3位：父母(55歳以上)
- 4位：孫
- 5位：祖父母(55歳以上)

遺族厚生年金の年金額と加算額

遺族厚生年金の年金額は、死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3です。前述の支給条件の①～③については、死亡した人の厚生年金の被保険者期間を最低300月(25年)と見なして計算します。また、次の①と②のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、年額596,300円が加算されます(中高齢寡婦加算)。①夫死亡時、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻、②40歳に達した当時、遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達年度末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

65歳前の遺族年金と老齢年金の選択

65歳前に遺族厚生年金を受給していた人が「特別支給の老齢厚生年金」を受給できるようになったときは、遺族厚生年金と老齢厚生年金の両方を同時に受給できません。いずれか一方を選択することになり、選択に当たっては、「年金受給選択申出書」の提出が必要となります。

- 妻が65歳以降、老齢厚生年金と遺族厚生年金を受けられる場合は
- 妻が65歳以上で老齢厚生年金と遺族厚生年金を受給できる場合、まず、妻自身の老齢厚生年金が支給されます。次に、遺族厚生年金は、妻の老齢厚生年金よりも年金額が多い場合、その差額分が支給されます。この場合であっても妻自身の老齢基礎年金は、全額支給されます。

夫婦2人暮らし、50歳代後半のIさんのケースを見てみましょう。

私が老齢年金を受給開始後に死亡した場合、妻は遺族年金をいくら受けられますか。

夫婦でライフプランを考えていますが、私に万一のことがあった場合に残された妻の生活が心配です。老齢年金を受給開始後に亡くなった場合、妻は遺族年金をどれくらい受けられるのでしょうか。

- Iさん(58歳男性。65歳から老齢基礎年金75万円、老齢厚生年金100万円を受給予定。妻55歳、65歳から老齢基礎年金72万円、老齢厚生年金10万円を受給予定)



STEP 1 妻が受けられる遺族厚生年金の年金額は

遺族厚生年金の年金額は、亡くなった人の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額となります。万一、Iさんが亡くなった場合、遺族厚生年金の額は、Iさんの老齢厚生年金100万円の4分の3ですので、75万円になります。Iさんが亡くなったとき、奥さまが65歳未満の場合、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が年額596,300円加算されます。したがって、遺族厚生年金75万円+中高齢寡婦加算596,300円の合計1,346,300円になります。次に、奥さまが65歳になると、奥さま自身の老齢年金が支給されます。奥さまの老齢年金は、老齢基礎年金72万円+老齢厚生年金10万円=82万円です。奥さまの老齢厚生年金よりもIさんからの遺族厚生年金の額が多いため、その差額分の65万円(75万円-10万円)が遺族厚生年金として支給されます。したがって、老齢基礎年金72万円+老齢厚生年金10万円+遺族厚生年金65万円=147万円となります。

STEP 2 遺族厚生年金が受けられる期間は

遺族厚生年金が受けられる期間は、夫が亡くなった日の属する月の翌月から妻が亡くなる日の属する月までとなっています。ただし、妻が結婚(事実上の婚姻関係を含む)や養子縁組などを行った場合には、年金を受ける権利が消滅します。

STEP 3 年金生活者支援給付金

奥さまが65歳以降に「年金生活者支援給付金」が支給される可能性があります。これは、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。支給条件は、(1)老齢基礎年金の受給者であること、(2)同一世帯の全員が市町村民税非課税であること、(3)前年の公的年金等の収入金額(遺族年金等の非課税収入は含まれません)とその他の所得との合計額が881,200円以下であること、以上(1)～(3)のすべてを満たした場合に、支給されます。支給額は、月額5,140円を基準に、保険料納付済期間等に応じて決まる仕組みです。



ポイントチェック

遺族年金の請求手続き先は、最寄りの年金事務所や街角の年金相談センターなどになります。必要書類は、年金証書、戸籍謄本、死亡診断書、預貯金通帳またはキャッシュカードなどです。年金請求をしてから実際の振り込

みまで4ヵ月ほどかかります。亡くなった人が厚生年金基金や確定給付企業年金などに加入していた場合は、各企業年金担当窓口で手続きが必要かどうかをお問い合わせください。